

神戸地方裁判所委員会（第23回）議事概要

1 日時

平成24年7月10日（火）午後3時から午後5時15分まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

清原桂子，杉村和朗，杉本直己，大同章成，田中昌利，辻本利雄，富田善範，中内仁，中浜宏章，南部真知子，仁田裕也，野原神川，森川憲二，安井宏，山本孝子
（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

細井正弘，西森英司

（庶務）

油谷和夫，石川浩洋，中村壽章，角間猛彦，小切俊昭，濱田竜也，高崎修

4 議事（ は委員長， は委員の発言。 は裁判所からの説明）

(1) 委員の交替（退任委員，新任委員及び再任委員の紹介）

退任委員として，平成24年3月31日付け退任の小原浩司委員，同年5月31日付け退任の常松健一委員，新任委員として，同年4月1日付け就任の仁田裕也委員，同年6月1日付け就任の中浜宏章委員，再任委員として，同年2月10日付け就任の安井宏委員，同年2月24日付け就任の清原桂子委員の紹介があった。

(2) 裁判員制度について（細井正弘裁判官，西森英司裁判官）

「裁判員制度の全体的評価」，「審理のわかりやすさ」及び「裁判員の守秘義務」について説明があった。

「審理のわかりやすさ」では，供述調書の朗読と模擬の証人尋問を収録した

ビデオ（以下ビデオと言う。）を上映し，分かりやすさの比較を行った。

裁判員制度施行後3年が経ち，制度の見直しについて話題になっている。前回2月6日の地裁委員会でもいくつか議論いただいたが，引き続きお願いしたい。

証人尋問ができない，いろいろな理由があると言われたが，どのような事情があるのか。

裁判員裁判では，法廷で裁判員が初めて目の当たりにしたいろいろな供述や証拠を自分で関知して理解しなければならない。

また，自白事件で事実認定に争いがなくても，量刑等を考えるに当たり，犯行に対する非常に重要な動機等が含まれる場合がある。

供述調書の文面をただ平坦に読み上げるのではなく，証人尋問を行えば，印象深く，判断しやすくなるが，供述調書が同意されていれば，その証拠調べを行うのが本来の姿となるので，更に証人尋問を行うには，弁護士及び検察官の同意を得る必要がある。

証人から直接話を聞いた方が分かりやすく，証人の協力も得られる事案であれば，証人尋問を行うことに全く異論はないが，証人によって受け答えがしっかりできる人もいれば，そうではない人もいますので，そうでない人の場合は，検察官が話を聞いた上で要約した供述調書の方が分かりやすいこともある。

また，事実に争いがなく同意されている調書なのに，性犯罪の被害者をあえてもう一度法廷に呼んで話をさせるのは，二次的な被害を生む可能性があり，問題である。

我々は，患者さんに病状を説明することがよくあり，かみ砕いて説明しているつもりでも，少しでも専門用語が入ると，そこで患者さんの思考が止まってしまい，結局説明が終わっても何を説明されたのか良く分からず，同じようなことを看護師さんに聞いて，こんな事を言われたが，私はどういう病気なのかと質問をされることがあり，問題を感じている。

先ほどの説明を聞いていても専門的な事は耳に入らず，その都度簡単に説明され

ていたとは思いますが、時々、何を言っているのかなと感じる箇所があり我々にとっては難しかった。

ビデオは見ていてすごく分かりやすかったが、時系列で字幕スーパーやグラフを入れるとより分かりやすいのではないかと感じた。

先ほど見ていただいたのはビデオだが、現実の証人尋問は、法廷で実際に証人が証言するので、字幕スーパーを入れるのは難しい。冒頭陳述メモが手元にあるので、それを見ながら聞いていただき、必要ならば質問することができる。検察官、弁護人が質問した後に、裁判員も聞きたいことがあれば質問できるので、疑問点をメモしておいて、この点についてはどうだったのか後から質問することが証人尋問の一番の効用であると考えます。

事実経過を犯罪に至るまで説明されていたが、時系列で言うのは、犯罪傾向が強くなっているから厳罰に、ということだと思うが、聞いていて何のために言われているのか良く分からなかったのが正直なところである。

また、精神疾患があることも言っていて、どちらの趣旨なのかなとも思った。

ある程度、客観的な事実を述べておき、今度はこの人について必要な事実をピックアップしながら、最後にこのような刑に処すべきだとか、もっと減刑すべきだという議論をするが、趣旨がどちらにでも取れる尋問であったのは間違いない。

私は皆さんに記事を伝える立場であり、できるだけ分かりやすい原稿を作成したいと思っているが、私が1985年に入社し、このような事件の取材を初めて行ったときに起訴状を最初に拝見した。起訴状を見ていただいたら分かるが、公訴事実の欄が、「何々させたものである。」と一文となっている。丸が最後に1つあるだけで文書内には点しかなく、文書が区切られていない。昔からこのスタイルだが裁判員が見たとき、公訴事実が本当に理解できているか疑問がある。公訴事実が一つであればまだしも二つ三つとなるとなおさら理解できなくなると思うが、起訴状の書き方の改善や検討はしているのか。

表現については、かつて「手拳」と表現していたのを今は「拳骨」に置き換える

など、昔ながらの表現だけではなく、難しい言葉もできるだけ分かりやすい言葉に置き換えるなど、段々と変わってきている。

必ず丸が最後に1個という文書は、何かで決まりがあるのか。

慣行である。起訴状を含めて分かりやすい表現を行おうとしているが、今は過渡期であり、起訴状も含めた分かりやすさを全体的に検討しているところである。

今まで話されてきた、分かりやすさや、理解しやすさについて、私が職場の内部の者に対し講演するときには怪訝さは感じないが、一般の方向けに講演する場合には、分かってもらおうとか、理解してもらおうとする余り、あるときにはデフォルメをして、これは事実とは少し違うけれど、こう言うと分かってもらえるが、それでいいのかとの懸念をいつも感じている。

私の質問は2点あり、一つは理解しやすさを求めるがゆえに、事実から少し離れた言葉で説明してしまい、悪い言葉で言うと誘導してしまう懸念が裁判員制度でもあり得るのではないか。

もう一つは、今まで言われた事は大衆に迎合しようという話であり、このステージでディスカッションしようとするときに、専門家が一つ高いステージにいて、一般の方が一つ低いステージにいるとすれば、専門家が階段を一つ下りるという考え方の話ばかりではないかと思うが、一般の人を一つ上のステージに上げようとする努力は、されているのか。

難しい法律用語である、「責任能力」であるとか「殺意」という言葉をどう説明するかという問題がある。

「責任能力」では、「心神耗弱」や「心神喪失」等の言葉を使うが、どのように裁判員の方に説明するのか、内部で色々と研究をし、分かりやすい言葉に置き換えて説明しようと工夫をしているが、そうすることによって言葉の意味や内容が変わってきていないかを常に考えたり、反省したりしながら行わなければならないと思っている。

高い場所から低い場所へ下りて説明するという御意見だが、率直に言って、当初

は法曹関係者にも懸念があったが、大多数の裁判員の方は、事件の内容や事実認定、量刑に至るまで十分に理解していただける資質や能力、それに意欲を持たれている方が多く、我々と変わりがないという印象で、裁判員のレベルまで下りるとか、そのような認識は持っていない。

供述証拠を読み上げて理解を促す以上に、証人尋問によれば、証言が本当に正しいのかどうかや、ニュアンスが大分違うのではないかが、反対尋問にさらされることにより、供述の態度も含め本当に証人の思っていることや事実が、ふるいにかけられたような形で現れてくる、このような効果が尋問を介在させた場合はあると思われる。

裁判官も法廷での証拠調べの場合は、事前に中味までは基本的に見ていないし、見ることができないことになっている。

このように立証しますと、事前の打合せをいくらしても、供述調書の中味は知らないし、どのような立証になるかが分からないまま、裁判官と裁判員が初めて一緒に見ることとなるので、裁判所側から作為はできない。

現場では、片側が仮にこのように立証しようとしても、反対側が引っ張るので、そこはバランスが取れるようにお互い牽制しあっていて、お互いの攻防を裁判官と裁判員が同じように見ることによって、評議のときに意見を出し合い、議論となるので、先ほど言われた懸念は、構造的にないようになっている。

裁判員を上げるとか、こちらが下がるというのは、高度な専門用語を用いても理解してもらわなければならない場合は裁判員を上げるべく努力し、事実的な事柄は、庶民の目線を探り入れるというのが裁判員制度の趣旨であるので、一般の人の目線で分かりやすく説明する努力が必要である。

話が原点に戻るが、朗読された内容と証人尋問の状況を比べて、朗読の内容が私の頭の中にどれくらい残っているかということ、話の内容の5分の1も残っていない。それは当然と言えば当然で、その場合聴力だけが頼りになり、状況を想像しながら話について行こうとする頭の速度と、話す速度が違うので、理解ができない。

私は接客の仕事をしているので、社員によく研修を受けさせるが、研修の先生が、「メラビアンの法則」のことをよく言われる。それは、相手に何かを伝える場合、93パーセントまでがその人の仕草であったり、言葉の抑揚であったり、あるいは表情といったもので理解し、言葉だけではたったの7パーセントしか理解できないそうである。

このように、ただ聞くだけの、抑揚のないだらだらとした朗読よりも、より理解を深めるためには、間違いなく証人尋問の方が良いと思う。

今回たまたま出された例が、広汎性発達障害であるが、このようなケースは増えてきていると思う。今回見た過程では、広汎性発達障害に対する周囲の理解や対応について、どういった形でされていたのか、普通は地域保健でフォローしていかなければならないが、そうしたものが不十分だったのかなと考える。このケースについて言うと、広汎性発達障害などの病気が絡む場合、裁判員に対するプレゼンの仕方は、どのようにされているのか。

広汎性発達障害の件については、鑑定によって責任能力に影響はしないが、量刑上考慮されるべきだという鑑定であった。

その鑑定書を調べるのではなく、鑑定人に法廷に来てもらって、被告人がどのような障害を持っているのかを説明していただいた。

その説明は、証人尋問の前に行われたのか。

被告人質問は、通常最後となり、その前に鑑定人や周囲の家族らが証言を行う。

刑事事件ではどうしても、罪に問えるか問えないか、障害により自分で判断ができたかできなかったかが大きな関心事となるが、この件では責任能力に直接影響するものではないとされているので、当然その取扱いもそのようなものになると思う。

被告人の話聴く被告人質問については、今までは乙号証という被告人の話聴き取った書面があり、それを読み上げることを行っていたが、最近の神戸地裁では、ここ二、三か月を見ても、被告人質問は二、三時間行っているのに対し、被告人の供述調書はほとんど調べておらず、調べても1通程度が大半になってきている。

被告人の供述調書は作成されているが、それを調べるに先立って被告人質問が行われ、被告人質問で十分話が聞けたと言うことになると乙号証は調べない運用が神戸地裁では定着している。

現在守秘義務の規定があり、なおかつ、裁判員がそれに違反した場合は、刑罰を受けるが、一般の方が裁判員制度に参画し協力するのは、国民の裁判に対する義務的な立場から参加する一方的な民意の協力である。その結果、素人の裁判員は、守秘義務とはいったいどんなことなのか、具体的にどのようなことを言ったら刑罰に触れるのかは、分かりにくい。

守秘義務は難しい問題で個別に簡単に意見を述べるのは難しいので、ここに日弁連がまとめたものがあるので紹介したい。

罰則の対象となる行為の範囲は、次の三つに限定するべきであり、一つは、「職務上知り得た秘密を漏らす行為」、これは国家公務員法にあるように職業上知り得た秘密を漏らしてはいけないことと同様に当然であり、二つ目は、「評議の秘密のうち、裁判官又は裁判員の意見を当該意見を述べた者の特定に結びつく形で漏らす行為」、どの裁判官又はどの裁判員がどんなことを言ったか、特定の意見を表明した方を特定するに結びつくような情報を漏洩することはいけない。三つ目は、「裁判員の職務にあった者が、裁判員の任務を終了した日から10年が経過する前に事実の認定又は刑の量定の当否を述べる行為」。以上3点は罰則の対象となるのはやむを得ないがそれ以外はできるだけ検討するべきではないかというのが日弁連の意見である。

基本は、可能な限り守秘義務に違反した者に罰則を課すことは、緩やかにすべきである、というものである。

守秘義務と言うのは何年間くらいのことか、永久ということなのか。

年数はない。

守秘義務という言葉も難しいし、私には全然理解できない。それなら、これは喋ってもいいよとか、ここからここまではいいよとか、言ってもらった方がいい。

職務上の秘密であるのかないのかという点が議論の対象であり、職務上知り得た秘密を守るのは当然のことである。

基本おしゃべりしたら駄目ということですね。

記者会見で良い議論ができたとかの感想を話すのは構わないし、十分な議論ができたかできなかったかというのは、裁判員経験者のアンケートにも出ている。

何かを言った場合、それが秘密を漏らしたことになるかは、範囲をきちんと決めなくてはいけない、それを決めないと、何を言ったから罰則で規制されるか分からないので、限定して何が犯罪になるか明確にすべき必要性がある。

裁判員になったとして、この人は精神科病院に入っていたと話したら、プライバシーに関わる事なので駄目だと思うが、今まで何回も殴っていたらしいというのも守秘義務になるのか。

公開の法廷で証言した内容であれば、それは守秘義務の対象外であり、それについて、どのような議論をしたかを話すと対象となる場合がある。

守秘義務の対象外は、公開の法廷で見聞きしたこと、判決も基本的には朗読され、それを通じて報道機関も報道するので、そこまではいい、そこから先の詳しい内容について、何を議論したかというのは守秘義務であると考えられる。

ちなみに、どなたか罰を受けられた方はいるのか。

そこまでのことには至ってはいない。

議論の焦点が、守秘義務違反に対する罰則となっているが、仮に私が裁判員になった場合、むしろ何が一番気になるかと言うと、私の発言をそこで被告人が聞いているし、顔も覚えられるわけで、この業務が終わった後、どのような影響が私に残るのだろうと思う。そのような事を考えると、守秘義務を厳格に適用した方が、むしろ裁判員を守ることになると思う。

裁判員の氏名もどこにも出さないようになっている。ただ、顔だけは隠せない。

当初は、判決に氏名が載らないのは憲法違反ではないかという議論があったが、これは逆に裁判員を守らなければいけないので、裁判官の名前は出ているが、判決

にも法廷の外にも、裁判員の名前は一切出さないことになっている。

もちろん、御自分が公表しても構わないという方は記者会見で氏名を公表することができる。

これから、ますます、裁判員制度が定着し、裁判員の守秘義務をどうするかは、難しい問題だと思うが、裁判所ではこの件についてどのようにしていくか、考えはあるのか。

法律改正の問題については、裁判所は真っ先に意見を言うことはできない。この問題についても、裁判所は決められた法律をできるだけスムーズに運用するのが役目であり、守秘義務を含めて、できる限り趣旨に添った運用を心がけている。

裁判所としては大きな不都合が生じているという認識はない。裁判員にとって負担になる部分があると同時に、裁判員全体を守るという趣旨もあり、できるだけ運用面で分かりやすい説明を行って行きたい、立法面に関しては、あくまで国民の皆さん、それに法改正を扱う委員会など、もちろんマスコミも含めて議論していただいているところだと思う。

要するに、公開の場で行われたこと以外は一切駄目だということなのか。

クローズな場所で議論したことは夫にも話しては駄目だと言うことで、私の夫にも一生黙っていなければならないのか。

結局、公開されてないことは、できるだけしゃべらないことであり、評議の内容も判決である程度推測されるが、そこから具体化して、具体的にどのような話をしたかは秘密に入ることになる。

裁判員経験者のアンケートを見させていただいて驚いたが、裁判員に選ばれる前はやってみたいと思われる方が約30パーセント、これを見たときは納得できる数字だなと思ったが、裁判員を経験されてから、経験して良かったと思われた方が約96パーセントあり100人のうちの数人を除いて良かったと感じているが、この理由は何か分かっているのか、是非ともお聞きしたい。

裁判所もびっくりしている数字で、具体的な感想を聞いているので紹介する。

「一つ一つの事柄の責任を勉強させていただきました。今回の裁判に参加して家族の在り方も同時に勉強させていただきたいと思います。」、「私には3人の娘がいますが、子供の成長に合わせて社会の一員であり、国民の責務である等教育にも役立たせていただきたいと考えています。自分自身についても良い経験だったと思います。」、「テレビだけで見たり聞いたりするだけの事件が自分の目の前であり、いろいろな事柄の中で社会勉強になった。」、「裁判の流れを詳しく勉強することができた。」、「本や映像ではない生の体験は想像以上のものだった。」、「事件と判決だけしか見ていなかった分、中で行われる真剣さに頭が下がりました。」このように、非常に真摯な御意見が書かれてあり、我々にとっても予想外の反響であった。

私も裁判員経験者の意見交換会に出たことがあり、これまで社会のことに関心がない、ニュースを見たことがない、新聞もあまり読まない人が、裁判員を経験したことをきっかけに、社会の事情に関心を強めて、新しい刑事事件が起こると、私だったらどうするだろうかと、あるいは自分が扱った被告人について、更生するかどうか最後まで見届けたいという、ものすごく真面目な対応になっている。

興味本位でなんてことは絶対にできないという思いがあるので、社会に対する見方が一変してしまう、私はこれほどの法教育はなく、これをきっかけに社会に対する関心がものすごく強まっているということで、ある意味、社会改革になっているのではないかと感じている。

なおかつ、法曹三者にとっても裁判の過程で、どうしてそうなるかとの意見が出たりして我々も相当な勉強になっている。

まさに、裁判員裁判の目的がこれほど達成されるとは我々も思わず、日本国民の民度の高さに感心し、だからこそ我々はもっと適切に職務を行わなければならないと考えている次第である。

日本では、このように行われているが、諸外国はどのようになっているのか。

アメリカやイギリスでは、陪審員制度と言われるものがあり、事実認定は一般の

国民から選ばれた陪審員だけで決め、量刑は裁判官が決めることになっている。

ヨーロッパ諸国では参審制度と言うのがあり、例えば、裁判官3人と参審員2人が一緒に裁判を行う。この場合は裁判官の力が強くなり、裁判官主導の裁判が行われがちになる。

日本における裁判員制度はそれらの中間のようなもので、裁判官3人と裁判員6人で行われていて、裁判員は数的に優位であり、事実認定と量刑の両方を行い、その分負担は重いですが、裁判員の判断が判決の結果に大きく影響するという点で、諸外国と比べても裁判員制度は進んだ制度であると思う。

神戸で、この3年で800人が経験されたと聞いたが、それは一度経験するとうできないのか。

名簿に登載されている1年間については、一度しか参加できないが、その翌年も名簿に登載されることがあるので、その場合は参加することもできるし、5年間は参加を辞退することもできる。

裁判員制度や検察審査会制度もそうだが、市民の役割が非常に大きくなっている。

市民一人一人が、学校教育の場や社会教育の場で、力をつけていく必要がある。

法曹関係者で啓発をしていくだけではなく、文部科学省が所管する公民館が全国に16,566もあり、DVや性犯罪の関係では、男女共同参画センターも全国に342あるので、そういった学習等の経験を持っている施設とも連携しながら、市民一人一人のレディネス(注釈:特定の学習に必要な条件が学習者の側に整っている状態をさす。)を上げていくことも必要なのではないのかと思う。

法教育が小学校高学年から中学生にかけて学習指導プログラムに組み込まれ、これに対して法曹三者もいかに協力していくかを考えなければいけない。中学では模擬裁判を行うことになっていて、そういったところには、どしどし協力していきたい。前任の庁では、まず先生が理解しないとどうしようもないので、教員養成課程で協力していた。実際に裁判官の派遣要請が小中学校からも来ているので、法教育に貢献していきたいと考えている。

先ほどのアンケートの紹介にもあった通り、裁判員経験者の方が、実際の体験を通じてこの制度を評価されているが、是非その声を肉声で聞きたい。

その場所として一番適しているのが、裁判終了後の記者会見ではないかと考えるが、現行どのように運用をされているかと言うと、会見が一次会見、二次会見と2回開かれていて、一次会見では音声の収録が認められずに映像だけで、二次会見では、場所を移してメディア取材の記者会見が行われている。

守秘義務の範囲内で運用している訳だが、先ほどあった、実際に証人尋問をするのと供述調書の書面のやり取りと同じく、やはり実際に聞く場合とは違うと思う。

裁判員の方の実情を聞く機会を今後採り入れることで、開かれた司法を社会で共有する事が、この制度を発展させて行くために良いのではないかと思う。

5 次回の議題

民事調停制度及びADR

6 次回期日

平成25年2月19日(火)に後日決定した。